

19. 減価償却資産の法定耐用年数（耐用年数表）

国税庁 平成29年分 青色申告決算書（一般用）の書き方 P7~8

<建 物>

構造・用途	細 目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24
	店舗用・住宅用のもの	22
	飲食店用のもの	20
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	17
	公衆浴場用のもの	12
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	15
	事務所用のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	20
	飲食店用のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	15
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	50
	住宅用のもの	47
	飲食店用のもの	34
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	41
	その他のもの	31
	旅館用・ホテル用のもの	39
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	39
	その他のもの	39
	店舗用・病院用のもの	38
	車庫用のもの	31
公衆浴場用のもの	38	
工場用・倉庫用のもの（一般用）	38	

・木造建物店舗分
(H18年7月)
・木造建物シャッター
(H29年9月)

・レジスター（金銭登録機）
(H29年7月)

<器 具・備 品>

構造・用途	細 目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）	事務機、事務用家具、キャビネット	15
	主として金属製のもの	8
	その他のもの	8
	応接セット	5
	接客業用のもの	8
	その他のもの	8
	ベッド	5
	児童用机、いす	6
	陳列だな、陳列ケース	8
	冷凍機付・冷蔵機付のもの	5
事務機器、通信機器	その他のもの	15
	その他の家具	8
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	謄写機器、タイプライター	3
	孔版印刷・印書業用のもの	5
	その他のもの	5
	電子計算機	4
パーソナルコンピュータ（サーバー用ものを除く。）	5	
その他のもの	5	
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5	
その他の事務機器	5	
テレタイプライター、ファクシミリ	5	
インターホン、放送用設備	6	
電話設備その他の通信機器	6	
デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備	6	
その他のもの	10	

・耐火キャビネット（H19年3月）

20. 減価償却資産の償却率表

国税庁 平成29年分 青色申告決算書（一般用）の書き方 P5

減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表

2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐用年数	平成19年3月31日以前取得		耐用年数	平成19年4月1日以後取得		耐用年数	平成19年3月31日以前取得		平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得			耐用年数	平成19年3月31日以前取得		平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
	旧定額法償却率	定額法償却率		旧定額法償却率	定額法償却率		旧定率法償却率	250%定率法			200%定率法			旧定率法償却率		250%定率法			200%定率法				
								償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率			償却率	改定償却率	保証率					
2	0.500	0.500	27	0.037	0.038	2	0.684	1.000	・レジスター（金銭登録機） （H29年7月）定率法			27	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624				
3	0.333	0.334	28	0.036	0.036	3	0.536	0.833				28	0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568				
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035	4	0.438	0.625				29	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463				
5	0.200	0.200	30	0.034	0.034	5	0.369	0.500				1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800	30	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072
6	0.166	0.167	31	0.033	0.033	6	0.319	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911	31	0.072	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286		
7	0.142	0.143	32	0.032	0.032	7	0.280	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680	32	0.069	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216		
8	0.125	0.125	33	0.031	0.031	8	0.250	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909	33	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161		
9	0.111	0.112	34	0.030	0.030	9	0.226	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126	34	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097		
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029	10	0.206	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552	35	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051		
11	0.090	0.091	36	0.028	0.028	11	0.189	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992	36	0.062	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974		
12	0.083	0.084	37	0.027	0.028	12	0.175	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566	37	0.060	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950		
13	0.076	0.077	38	0.027	0.027	13	0.162	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180	38	0.059	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882		
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026	14	0.152	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854	39	0.057	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860		
15	0.066	0.067	40	0.025	0.025	15	0.142	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565	40	0.056	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791		
16	0.062	0.063	41	0.025	0.025	16	0.133	0.152	0.200	0.03066	0.125	0.133	0.04311	41	0.055	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741		
17	0.058	0.059	42	0.024	0.024	17	0.125	0.142	0.200	0.02922	0.118	0.125	0.04074	42	0.053	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694		
18	0.055	0.056	43	0.024	0.024	18	0.120	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884	43	0.052	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664		
19	0.052	0.053	44	0.023	0.023	19	0.114	0.132	0.143	0.02616	0.105	0.112	0.03693	44	0.051	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664		
20	0.050	0.050	45	0.023	0.023	20	0.109	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486	45	0.050	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634		
21	0.048	0.048	46	0.022	0.022	21	0.104	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335	46	0.049	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601		
22	0.046	0.046	47	0.022	0.022	22	0.099	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182	47	0.048	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532		
23	0.044	0.044	48	0.021	0.021	23	0.095	0.109	0.112	0.02226	0.087	0.091	0.03052	48	0.047	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	0.01499		
24	0.042	0.042	49	0.021	0.021	24	0.092	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969	49	0.046	0.051	0.053	0.01102	0.041	0.042	0.01475		
25	0.040	0.040	50	0.020	0.020	25	0.088	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841	50	0.045	0.050	0.053	0.01072	0.040	0.042	0.01440		
26	0.039	0.039				26	0.085	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716										

・木造建物店舗分
（H18年7月）
旧定額法
・木造建物シャッター
（H29年9月）
定額法



（注）この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

16. 青色申告決算書（一般用）3頁目（再掲）

国税庁 平成29年分 青色申告決算書（一般用）の書き方 P4

【記載例（決算書3ページ）】

○減価償却費の計算

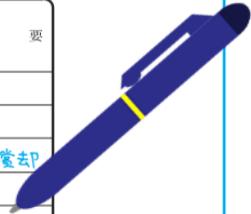
平成二十五年分以降以降	減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①	②	償却方法	耐用年数	③	本年分の普通償却費 (②×③×④)	⑤ 増(特別償却費)	⑥ 本年分の償却費合計 (④+⑤)	⑦ 事業専 用割合 %	⑧	⑨ 未償却残高 (期末残高)	摘 要
				取得価額	基礎となる金額			償却率又は 月数					⑩ 本年分の必要 経算入額 (⑧×⑦)		
	木造建築物部分	43	18.7	6,000,000	5,400,000	旧定額	22	0.046	248,400	-	248,400	100	248,400	3,143,400	
	クシャッター	1	29.9	600,000	600,000	定額	22	0.046	9,200	-	9,200	100	9,200	590,800	
	ライトペン	1台	19.1	500,000	25,000	-	-	-	5,000	-	5,000	100	5,000	5,000	均等償却
	耐火マホベネット	1台	19.3	700,000	155,518	旧定率	15	0.142	22,084	-	22,084	100	22,084	133,434	
	ジスター	1台	29.7	390,000 42,120	390,000	定率	5	0.400	78,000	-	78,000	100	78,000	312,000	
	アワード奨学金		27.1	250,000	250,000	-	5	0.200	50,000	-	50,000	100	50,000	100,000	
	貸借控除	-	29.	180,000	180,000	-	-	1/2	60,000	-	60,000	100	60,000	120,000	
	冷蔵庫他	-	29.	合計980,000	(明細は別途添付)	-	-	-	-	-	-	-	980,000	-	備忘28の2
	計								472,684	-	472,684		1452,684	4404,634	

30万円未満
(1年合計30万円未満)の特例

- 【基礎となる金額】
- ・定額法 = 取得価額
 - ・旧定額法 = 取得価額 × 0.9
 - ・定率法 = 未償却残高

年内取得資産は月数注意!

事業割合を乗じる!



(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合のみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○貸借料の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借利率	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
〇〇市△△町×-××	土地	240,000	120,000
〇〇 〇〇			

○本年中における特殊事情

--

1頁目⑧へ 4頁(負債)へ

21. 修繕費と資本的支出の違い

「修繕費」 = 日常用語の「修繕費」と税務的な意味での「修繕費」は少し違う！

修繕費

必要経費となる。
(維持管理のための補修。原状回復のための修理)

資本的支出

- ① 建物の価値が増加した部分
- ② 建物の寿命が伸びた部分



一時の必要経費とならず、
固定資産（減価償却資産）
の取得として減価償却を通
じて必要経費に！

(修繕費の例)	(資本的支出の例)
① 壁の塗装費用 ② 床のき損部分の取替え③ 畳の表替え ④ はく離した瓦の取替え ⑤ き損したガラスの取替 ⑥ 障子、ふすまの張り替え	① 建物の避難階段の取付け（物理的な付加） ② 和室（畳部屋）を洋室（フローリング）に 改装（用途変更） ③ モルタルの壁をタイルに張り替え （耐久性増加）

請求書等が「〇〇工事一式」では中身が分からないので注意！

22. 修繕費と資本的支出の判断基準（フローチャート）

